

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	特定家庭用機器廃棄物に係る再商品化等基準の引上げ	
担当部署	経済産業省商務情報政策局情報通信機器課環境リサイクル室 電話番号：03-3501-6944 e-mail: kaden-recycle@meti.go.jp	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室 電話番号：03-3593-8262 e-mail: hairi-recycle@env.go.jp
評価実施時期	平成27年1月	
規制の目的、内容及び必要性等	特定家庭用機器再商品化法に基づき、製造業者等が特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を実施するにあたって遵守しなければならない基準について、製造業者等の再商品化等技術の進展や資源価格相場の堅調な推移等により、実績において大幅に超過達成していることから、現状に即した適正な水準となるよう引き上げる(エアコン70%→80%、冷蔵庫・冷凍庫60→70%、洗濯機・衣類乾燥機:65→82% 液晶テレビ・プラズマテレビ:50%→74%)ことにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用をより一層推進する。	
	法令の名称・関連条項とその内容	特定家庭用機器再商品化法施行令第3条において、製造業者等が再商品化等を実施すべき量に関する基準を規定。 【関連条項】 「特定家庭用機器再商品化法第22条第1項」 製造業者等は、引き取った特定家庭用機器廃棄物について、毎年度、特定家庭用機器廃棄物ごとに政令で定める再商品化等を実施すべき量に関する基準に従い、その再商品化等を実施しなければならない。
想定される代替案	再商品化等基準の引き上げ幅について、現在の実績を上回る水準まで引き上げる案。(具体的には、算出根拠のうち、プラスチックの回収率を他の素材(鉄、銅、アルミ)と同様に95%と見込んだ案。)	
規制の費用	費用の要素	
	(遵守費用)	【製造業者等】 引き上げ後の再商品化等基準については、現状で既に達成しているものであり、これにより直ちに大きな負担が生じるものではない。ただし、将来的に、資源価格が大幅に下落し、素材の需要が著しく減少した場合には、引き上げられた再商品化等基準を達成するために、人件費や設備投資の増加等、製造業者等に追加的な負担が生じる可能性もある。
	(行政費用)	【国(経済産業省・環境省)】 特になし
	(その他の社会的費用)	【国民(消費者)・社会】 再商品化等基準の引上げにより再商品化料金等へ転嫁される可能性も考えられるが、引上げの程度は現状の技術水準を踏まえて設定し、実績としては既に基準は達成しており、大きな対応は発生しないと予想されることから、直ちにそうした状況が生じることは現時点では想定しがたい。
規制の便益	便益の要素	
	社会全体としては、現行よりも効率性を落とすことなく、更に廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用が実現されると考えられる。	
	代替案の場合	
	【製造業者等】 代替案の基準は現在の製造業者等の実績を上回るものであり、製造業者等が代替案の再商品化等基準を達成するためには、選別工程を大幅に増強して素材ごとの分別を相当細かく行わなければならない等、それによる人件費の負担や高性能な分別装置を導入しなければならない等、改正案よりも追加的な負担が生じるものと見込まれる。	
	【国(経済産業省・環境省)】 再商品化等基準を達成できない製造業者等があった場合、それに対する指導・助言、勧告等の対応が必要となることから、追加的な費用が発生すると見込まれる。	
	【国民(消費者)・社会】 外部要因の変化によらず、製造業者等において、基準を達成するための新たな設備投資等が不可欠となると予想される。その間接的な影響として、それら費用が再商品化等料金へ転嫁される可能性は改正案よりも高いといえる。	
	改正案と比較して、社会全体としての資源回収量や埋立て・焼却に係る環境面への影響に関する便益は一定程度は大きくなると見込まれる。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>改正案は、現行の技術水準等を踏まえて妥当な範囲で再商品化等基準を引き上げるものであり、再商品化等基準の引上げに伴う費用は限定的である。この結果、社会全体としては、リサイクルの効率性を保ちつつ現行よりも更に資源の有効利用が実現すると考えられる。</p> <p>一方、代替案の基準は現在の製造業者等の実績を上回るものであり、廃棄物の減量や資源の再利用の点からは改正案より優れるといえるが、製造業者等が代替案の基準を達成できるようにするためには、選別工程を大幅に増強し素材ごとの分別を相当細かく行わなければならない、そのための人件費や高性能な分別装置の導入など追加的な費用が発生することが確実であり、改正案に上乘せする便益以上に費用等の発生が見込まれるといえる。それら費用が国民が支払うこととなる再商品化等料金へ転嫁される可能性も改正案より高くなり、総合的にみれば、不経済になるおそれがある。</p> <p>以上から、社会全体としての便益、効率性など経済性等の面などを総合的に考慮すれば、改正案を選択することが妥当であると評価する。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>家電リサイクル制度の評価・見直しについては、平成25年5月から平成26年7月にわたり、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会の合同会合において検討され、「再商品化等基準については、法定の水準と製造業者等が実際に達成している水準との間に乖離が生じていることを踏まえ、今後のリサイクル技術の進展や資源相場の変動といった事情も考慮しながら、実態に即した適切な水準となるよう、国は法定の水準を引き上げるべきである。」(平成26年10月「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」という指摘がなされた。これを受けて、平成27年1月の同合同会合において再商品化等基準の引上げ案が検討され、合意が得られたところ。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件: 今回の検討から5年後を目途に、制度の施行状況について見直しを行う予定。</p>	
<p>備考</p>	